



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

健康よもやま話

【第六回】

メタボリック症候群はほんとうに危険かの巻

最近騒がれているメタボリック症候群。この言葉を聞くたびに、脅されているような気分になっている方々は少なくないでしょう。

これについて、メタボリック症候群を「よけいなお世話」、「お節介が過ぎる」と言い放つ名医がいます。



作家の五木寛之と医学博士の帯津良一が、混乱する健康情報について対談した「健康問答」(平凡社)という本。なんとかダイエットとかなんとか健康法とかが氾濫し、挙げ句の果てにはテレビ番組が「納豆騒ぎ」を起し…という健康ブームにおける常識のウソについて痛快かつ知的に語られています。

この本において、メタボリック症候群は、“その基準値にはほとんど注意を払う必要はない”とし、“健康というのはいまの科学では数字で表せない。そういうものを数字にしてどうするつもりなのか。やたらに数字を振りまわすのは、とんでもないところへ人々を連れて行く危険性がある。”とバツサリ斬られています。医学について豊富な知識と経験を持った専門家が、自ら医学はまだまだ発展途上であるという謙虚さと信念のもとに語った言葉です。

同著ではこのほかにも、「牛乳を飲むのは、いいことか悪いことか」、「朝食抜きの生活は、ほんとうに体に悪いのか」、「酒を毎日飲むのは、ほんとうにいけないのか」、「健康診断は毎年受けるべきか」、「サプリメントは、ほんとうに有効か」などなど、“で、本当はどうなの?!”とよく思うような話題ばかりが取上げられています。単なる健康に対する考え方にとどまらず、一つの人生観、生き方の問題にも通ずるなあと感じる一冊です。

なかむら のりこ
(中村 慎子)

メタボリック症候群とは

内臓脂肪型肥満(内臓肥満、腹部肥満)に高血糖、高血圧、高脂血症のうち2つ以上を合併した状態をいいます。それぞれ単独でもリスクを高める要因ですが、これらが多数重積すると相乗的に動脈硬化性疾患の発生頻度が高まるため、予防・治療の対象と考えられてきました。ウエストが男性85cm以上、女性90cm以上だと内臓脂肪型肥満と診断されます。高血糖は空腹時血糖110mg/dl以上と定義されるなど、診断基準が数値化されています。

しかし、日本の中年男性の半分近くがこの「症候群」またはその予備軍に該当することになり、果たして「疾患」として扱うのが妥当であるかどうか議論になっています。

情報会員募集中 会員申し込みをして頂ければ、毎月、「朝日だより」・最新セミナーの案内をお送りします。お申し込み方法は下記までお問合せ下さい。

お問合せ先:朝日税理士法人名古屋本部 052-571-5480 info@asahitax.or.jp 土井まで

Question (株取引と扶養親族等の合計所得金額)

私は、パート収入が103万円以下で他に所得がなく、夫の扶養となっている妻です。
今年から、特定口座を開設して株取引を始めていますが、配当を受けたことによる所得や株の譲渡による所得は、配偶者控除の適用の有無の判定上、給与所得に合算されますか？

Answer

所得税法上、配偶者控除や扶養控除の適用対象となる控除対象配偶者や扶養親族の合計所得金額は、原則として、配当所得や譲渡所得も含めて計算します。

ただし、一定の要件(解説参照)に該当するものについて、申告不要を選択した場合には、配当所得や譲渡所得を含めなくて合計所得金額を計算することとなります。

解説



【配当所得について】

・上場株式等の配当等及び上場株式等以外の配当等のうち年10万円に相当する金額以下の少額配当については、申告不要を選択できます。

【上場株式等の譲渡所得について】

・特定口座を開設し、「源泉徴収口座」を選択した場合は、申告不要を選択できます。

特定口座について

特定口座とは、上場株式等の売買をする個人が証券会社等に開設する口座で、株式等の譲渡所得の計算を自ら行わなければならない一般口座と異なり、煩雑な譲渡所得の計算をその証券会社等が代行してくれる口座のことです。

特定口座には、源泉徴収なしの「簡易申告口座」と、源泉徴収ありの「源泉徴収口座」があり、「簡易申告口座」を選択した場合には、証券会社等から送付される「年間取引報告書」を申告書に添付する事で簡易に確定申告をすることができます。一方、「源泉徴収口座」を選択した場合には、証券会社等が源泉徴収を行って個人に代わって納税をしますので、確定申告そのものが原則として不要となります。

「源泉徴収口座」を選択し、かつ、確定申告をしない場合には、上記事例のように合計所得金額に上場株式等の譲渡所得が含まれないため、配偶者控除や扶養控除の適用の有無の判定上有利であったり、国民健康保険料が高くない等のメリットがあります。

ただし、上場株式等の譲渡損失が生じた場合で、繰越控除制度(その損失を翌年以後3年間の株式等の譲渡所得から控除できる制度)の適用を受けようとするときは、確定申告をすることが必要となりますので注意が必要です。

根拠条文等

所得税法 第2条(定義)30号・33号・34号、第83条(配偶者控除)、第84条(扶養控除)

所得税基本通達 2-41(合計所得金額の計算)

租税特別措置法 第8条の5(確定申告を要しない配当所得)

第37条の11の5(確定申告を要しない上場株式等の譲渡による所得)